

寺子屋いちかわプロジェクト 運営規約

第1条 (名称)

本会を「寺子屋いちかわプロジェクト」(英語名:Nihongo School TERAKOYA ICHIKAWA) と称す。

第2条 (目的)

生活者としての外国人のための日本語学習支援活動および付随する活動を通じ、もって千葉県市川市を中心とした地域の多文化共生に資することを本会の目的とする。

第3条 (設立)

本会の設立年月日は、2019年4月1日とする。

第4条 (所在地)

本会の本部を下記の場所に置く。

千葉県市川市湊新田1-1-2 マンション第一青山101号
ふじ行政書士事務所内

第5条 (会員)

第2条の目的を達成するために、第13条にて定めるガイドラインを遵守し、自発的意思により目的遂行のための活動を創造的に行うことを入会の条件とする。会員は各自、自らの「寺子屋いちかわ・〇〇塾(〇〇は任意の名称)」を主宰し、地域における生活者としての外国人のための日本語学習支援活動を、正当な対価を得て行うものとする。

第6条 (役員と任期)

本会に、以下の役員を置く。

- 代表 ふじ行政書士事務所代表 行政書士 藤岡 みち子
- 副代表兼事務局 有限会社きもの丸富士 代表取締役社長 小林 千津絵

代表は本会を代表し、本会全体および個々の塾の円滑な運営と発展に努める。副代表は代表を補佐し、不慮の事由等による代表不在時は代表の職務を遂行するものとする。

上記2名の任期は期間を定めない。また、必要に応じ、両名の合議の上で新たな役職および役員を追加することができるものとする。

第7条 (運営)

会員及び役員が各自主宰する「寺子屋いちかわ・〇〇塾」の運営は、各主宰者がガイドラインに沿って行う。役員は、各塾の開設、運営及びカリキュラムにつき、随時不明点を指導・助言し、問題点の改善を支援するとともに、会の提供する日本語学習支援の品質向上、会員相互の連携及び親睦を図る。

第8条（品質向上）

少なくとも1年に2回程度、本会全体の日本語学習支援の品質向上と会員相互の親睦のため、全体での勉強会を開催する。

第9条（収入および報酬）

「寺子屋いちかわ・〇〇塾」における収入は、その主宰する会員又は役員各自の収入とする。また、役員報酬は支払われないものとする。ただし本規定は本会の実情に合わせて随時見直しを含め検討する。

第10条（入会金および会費）

本会設立より1年間は入会金および会費は無料とする。ただし本規定は本会の実情に合わせて、設立より1年を経過した日以降、随時見直しを含め検討する。

第11条（退会の自由）

会員は、その主宰する塾のカリキュラムの区切りの到来時に自由に退会することができる。この場合、退会を希望する日の30日前までに役員に対し書面をもって通知し、かつ、継続して受講を希望する受講者が他の会員の塾等で学習を継続できるよう努めるものとする。ただしやむを得ない事由が発生した場合はこの限りではない。

第12条（除名）

本会の信頼を著しく傷つける行為や運営を妨げる行為、法令違反、公序良俗に違反する行為、その他ガイドラインに定める禁止事項に該当する事実が判明した場合は、役員の合議をもって当該会員を除名することができるものとする。

第13条（ガイドライン）

役員は、遵守事項、入会、退会、塾の開設、運営、カリキュラム等に関するガイドラインを定める。ガイドラインは本会の実情に合わせて随時改正することができるものとし、改正点については速やかに会員に通知する。

第14条（規約の改正）

本規約は、会員の意見を参考に、役員の合議にて必要に応じて改正することができるものとし、改正点については速やかに会員に通知する。

附則

1.（効力の発生する日）

本規約は、2019年4月1日をもって発効する。